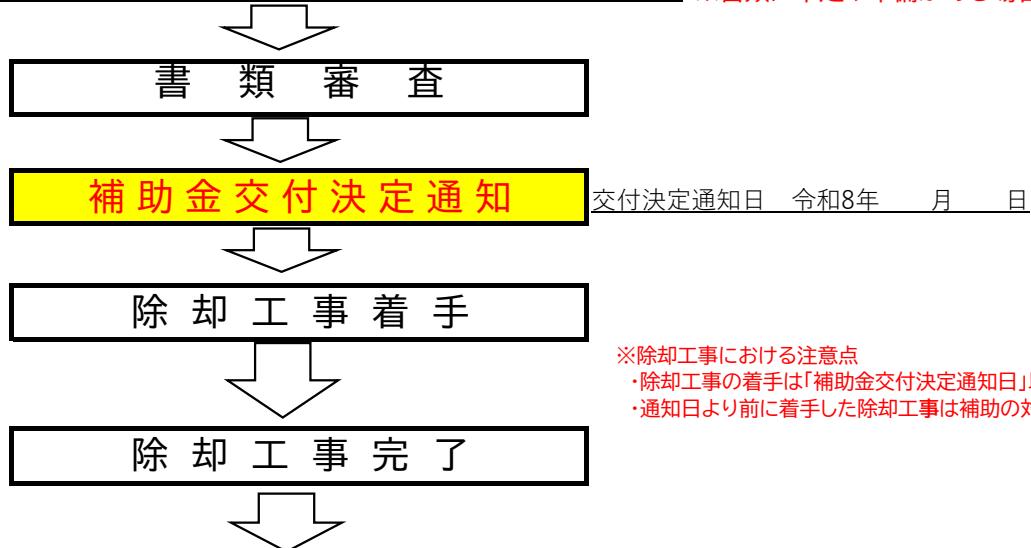


チェックシート②：補助金交付申請以降の手続き

1	補助金交付申請	① 補助金交付申請書(第3号様式) ※住まい建築課窓口にて受付となります。	<input type="checkbox"/>
	【添付資料】	② 空家等の位置図（付近見取図）	<input type="checkbox"/>
		③ 空家等の配置図（明示すべきもの⇒隣地境界からの距離、境界塀等、立ち木）	<input type="checkbox"/>
	事前調査	④ 現場の写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含む）	<input type="checkbox"/>
	申請時に	⑤ 土地及び建物の登記事項証明書（申請日前3カ月以内に発行されたもの） ※建物が未登記の場合は市民税課にて「資産証明書」を取得し添付	<input type="checkbox"/>
	提出済み	⑥ 所有者又は相続人が複数いる場合は、その全員からの同意書	<input type="checkbox"/>
		⑦ 相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式(相続関係図、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し等)	<input type="checkbox"/>
		⑧ 本人確認書類（運転免許証の写し等）	<input type="checkbox"/>
		⑨ 抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、権利者の同意書	<input type="checkbox"/>
		⑩ 市税が滞納がないことを証する書類（申請日前3カ月以内に発行されたもの）	<input type="checkbox"/>
		⑪ 除却工事を行うものが必要となる資格を有することが確認できる書類 ※補助金交付要綱第5条第1項2号であることを証する書類	<input type="checkbox"/>
		⑫ 補助対象工事の見積書（積算内訳を明示し、業者の押印があるもの）	<input type="checkbox"/>
		⑬ その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

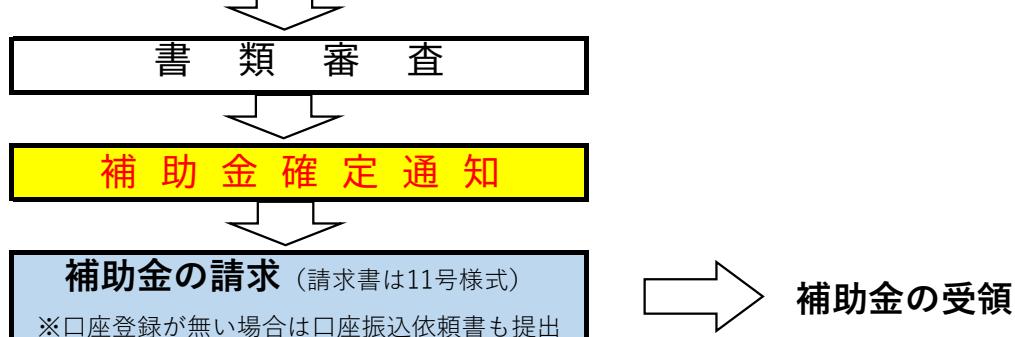
※交付申請の締め切りは当該年度の令和8年7月31日となります。※書類に不足や不備がある場合、受理いたしません。



※除却工事における注意点
・除却工事の着手は「補助金交付決定通知日」以降とすること
・通知日より前に着手した除却工事は補助の対象となりません。

2	実績報告の提出	① 完了実績報告書(第9号様式) ※住まい建築課窓口にて受付となります。	<input type="checkbox"/>
	【添付資料】	② 除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの	<input type="checkbox"/>
		③ 領収書の写し又はこれに代わるもの	<input type="checkbox"/>
		④ 工事中および完了後の現場写真	<input type="checkbox"/>
		⑤ その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

※実績報告提出の締め切りは当該年度の令和8年9月28日となります。



※口座登録が無い場合は口座振込依頼書も提出

※補助金請求の締め切りは確定通知日から14日以内又は令和8年10月9日のいずれか近い日となります。